

○名寄地区衛生施設事務組合公告式条例

〔昭和39年2月28日〕  
〔条例第2号〕

改正 昭和45年2月23日 条例第3号 昭和58年4月1日 条例第1号  
平成11年3月4日 条例第4号 平成18年3月27日 条例第1号  
平成25年2月28日 条例第1号

(この条例の目的)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

**第3条** 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

**第4条** 規則を除くほか、管理者の定める規程などを公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

**第5条** 第2条の規定は、議会その他本組合の定める規則に準用する。但し第2条中「管理者」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、本組合で定める規程で公表を要するものに準用する。但し同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

**附 則** (昭和39年2月28日 条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和45年2月23日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和58年4月1日 条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則** (平成11年3月4日 条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日より施行する。

**附 則** (平成18年3月27日 条例第1号)

この条例は、平成18年3月27日より施行する。

**附 則** (平成25年2月28日 条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第2条第2項関係)

条例の公布揭示場

市町村名	揭示場所
名寄市	名寄市役所名寄庁舎前揭示板
美深町	美深町役場前揭示板
下川町	下川町役場前揭示板
音威子府村	音威子府村役場前揭示板